

要望事項	10 住宅政策本部
	(1) 地域活性化住宅政策の確立

(要 旨)

町村における定住化の促進、過疎化の防止を図るため、町村単独での住宅建設による定住化推進住宅の建設整備に対する国への働きかけ及び補助制度の拡充を図られたい。

(説 明)

公営住宅法による所得制限にとらわれない住宅建設は、町村単独事業として実施しなければならず、大きな財政負担を伴うことから、十分な対応ができないのが現状である。

都は平成27年3月に第3期東京都地域住宅計画を策定したが、今後も町村が住宅施策を推進するためには、建設費や用地造成に対する補助制度など、積極的な財政支援が必要である。

要望事項	10 住宅政策本部
	(2) 市町村公営住宅建設事業への技術的指導及び助言等支援

(要 旨)

市町村公営住宅の新築事業への技術的指導及び助言等による事業適正化について、支援策を講じられたい。

(説 明)

町村部においては、専門的知識を有する技術者が不足していることから、市町村公営住宅の建設計画段階からの適切な建築技術的指導や管理が困難となっている。

設計から工事施工に至るまで、適正材料の選択や工法比較をはじめ、補助対象事業としての整合性など、各段階における技術的相談、指導、助言等の支援体制の整備、強化はこれらの事業執行に必要である。

都は、これらの技術的指導及び助言等支援体制の確立を図られたい。

要望事項	10 住宅政策本部（福祉保健局）
	(3) サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項

(要 旨)

サービス付き高齢者向け住宅建設に伴う付帯事項について国へ要請されたい。

(説 明)

西多摩地域では、土地が安価なため、サービス付き高齢者向け住宅の建設に関する相談等が急増している。サービス付き高齢者住宅が数多く建設されると、介護保険以外で医療費など地元自治体にとっては、将来的に多大な財政負担が生じることとなる。

平成27年4月から住所地特例が適用されるようになり、都の補助金を活用する場合には自治体の同意などが必要になるが、国の補助金のみの場合には、自治体の計画に関係なく建設されてしまうことになる。

このようなことを避けるためにも都の登録要件の一つに自治体の同意などを必要条件にすることと、建設する町村の意見などを必ず聞くよう、国に対し要請されたい。

要望事項	10 住宅政策本部
	(4) 小笠原村における都営小笠原住宅の整備促進

(要 旨)

小笠原村における都営小笠原住宅の建替計画を早期に立案されたい。

(説 明)

都営小笠原住宅については、老朽化及び住宅の位置付けの変更の必要性から、これまでのその建替及び建替えに伴う新たな住宅のしくみについて、都と小笠原村で協議してきており、新たな住宅制度の基本的枠組みまで合意に至っているところである。

しかしながら、家賃設定など制度の具体的な詳細事項に関する協議は進んでおらず、都による住民説明会が既に開催された経過を踏まえると、具体的な制度設計を急ぐ必要がある。

都は、制度設計の協議が再開できるように調整するとともに、早期に都営小笠原住宅の建替計画を立案されたい。